

< 市民協働条例に関する意見書骨子 >

横浜市市民協働条例が制定され、本年4月からの本格施行にあたって横浜市域で活動してきている多くの市民および市民活動団体の意見として以下の内容を提出します。

本条例制定については議員立法として初の大々的な新聞折り込みによるパブリックコメントの試み、市民からの市民協働事業提案制度や市民協働契約の条例化など新たな取組は評価します。しかし、市民の自発性、柔軟性、独創性そのものを応援する市民のための市民による活動支援である条例の改正にも関わらず、パブリックコメントから条例改正までの期間は、2か月間しかありませんでした。そのため、パブリックコメントによって初めて条例改正が行われることを知った多くの市民および市民活動団体からは、主体的に関心を持って条例の内容を精査し、議論を行うための十分な時間（期間）がなかったため、公共を主体的に支えていこうとする自分たちの意見や主張を反映した案が提案され、改正されたという実感が持てなかったという意見が多く挙がっております。

したがって、多くの市民および市民活動団体は、主に以下3点の課題点は大変遺憾であったと考えています。

- 1 . 「市民活動推進条例」が市民側との十分な話し合いや合意の機会を持たずに全部改正とされたこと
- 2 . 「協働推進の基本指針」の見直し、改訂作業が行われていたのにも関わらず、その結果を待たず全部改正されたこと
- 3 . 市民および市民活動団体不在の中で、行政や各党間の調整などの不透明な経緯で策定されたこと

私たちは、1999年に市民活動と行政との協働に関する基本指針（横浜コード）が提案されてから14年、その精神と今回、本条例成立にあたって、全部改正となった「市民活動推進条例」が進めてきた成果をさらに成長、深化させていく条例になることを期待しています。また、今回、私たちは、議会の多数を占める会派からの議員立法の成立過程も学習しました。今後は条例の特性を踏まえた議員立法の在り方について慎重かつ丁寧な推進を再考して頂くことも切にお願い致します。

その一方で、私たちも市民側の意識啓発や議会と共に歩む市政を体現していくことを共に努力していきたいと思っております。

条例構成で具体的に気になる点については別紙に挙げさせて頂きましたのでご参照ください。

【添付資料】

1. 別紙（ラウンドテーブル（緊急集会）で出た気になるポイント）
2. 緊急ラウンドテーブル開催のちらし 見本として2回分
3. 原稿『参加型システム』より抜粋 横浜市市民協働条例ができるまでの顛末
4. 原稿『つな環』より抜粋 協働にふさわしい契約とは？

平成2013年3月21日

横浜市長 林 文子 様

横浜市会議長 佐藤 茂 様

横浜市会 各党派団長 様

新しい協働を考える

賛同団体名列記

NPO法人びーのびーの

NPO法人グリーンママ

NPO法人さくらザウルス

NPO法人アクションポート横浜

よこはま一万子育てフォーラム

NPO法人横浜プランナーズネットワーク

認定NPO法人まちぽっと

NPO法人まんま

NPO法人さくらんぼ

NPO法人親がめ

NPO法人ながつたパオパオハウス

NPO法人まちづくり情報センターかながわ

NPO法人地域サポート虹

つづき区民交流協会

NPO法人ちゅーりっぷ

NPO法人ワーカーズコレクティブパレット

NPO法人NPOサポートちがさき

NPO法人市民セクターよこはま

吉川典子

山田美智子

朝倉きみ子

水澤弘子

一木千恵子

坂齋明

下記の項目は「緊急ラウンドテーブル」(添付資料参照)として提案政党を交えながら行った昨年6月議会直前の2回と制定後2回の合計4回の緊急集会で出た多くの意見から主に6点をまとめて書き下ろしています。

協働そのものはその事業や成果、結果を見出すまでのプロセスを共有することによりお互いが成長していくことを大事にしています。とくに横浜市で行われてきた市民活動は、このような協働が活発に行われてきた結果の市民活動であったと市民および他市町村からも類を見ない評価をされてきていたように思われます。

したがって今後の運用推進の段にあたっては主に以下の項目を元に留意しながら、その評価が決して後退しない形で進(深)化していく条例になることを切に願っております。

1) 規則、運用にあたっての全市庁内部での周知と推進体制の強化

条例の運用にあたっては既に昨年6月の議会で制定された本条例について、各区個別具体事業の展開においては担当職員でも存在を知らない、市民側が説明するという事例も既にいくつか聞いております。

本条例を後ろ盾にしながらか活用したい市民、活動できる可能性を積極的に市民に説明しながら市民主体の活動を応援していける関係性を築いて欲しいと思います。市民は元より行政職員側の意識啓発、活用指導の徹底を求めます。

市民参画のプロセスを十分に踏んだと評価されている「協働推進の基本指針」も今回同時期に見直しされたが、基本指針の市職員への周知も、なかなか基本3年で異動という人事計画、配置の中では困難さが見えていたため、尚の努力が必要だと捉えています。

2) 市民協働事業を行う市民等の選定や市民協働事業の提案について

第9条に記載されている「公正な選定」については、手引きにおいてより具体的に記していく必要があると捉えています。

当該市民協働事業に必要な技術、専門性、サービスの質その他の事業を遂行する能力を「総合的に考慮する」というのには、その解釈と考慮するに足る条件をどう捉えるのかについてはいくつかの例示が必要とされると思われれます。

提案権の周知についても本条例の特色でもあると思われれますが、提案する主体が自治会・町内会も含め、その対象が幅広くなったので、周知と実行には相当の努力が求められてくるでしょう。

3) 自主事業の捉え方について

第11条の記載にある「市民協働事業に支障がない限り」という表現での自主事業の解釈において、市民側は元より判断する側にも混乱が生じると危惧しています。また大事なことは市民等の自立性の確保において「あらかじめ市に届ける」という下りにおいてはラウンドテーブルにおいても市民活動団体側からは相当な違和感が上がったのも事実です。

市民協働事業と市民公益活動(市民自主事業)をどう仕分けるのか、その解釈が分からないような説明が規則に反映されることが大事だと思います。

4) 協働契約の締結について

第12条に協働契約を締結するものとするおよび役割、費用、責任の分担を契約で定めるということについては、協働契約自体の概念、抜本的な雛型が無い中、現在は市民局が出している協働協定書の雛型がそれに該当するのか、根拠法が定められていない中で、また委託事業、補助事業による公金支出との整合性が取れていない中、協働契約を締結という合意契約行為を整理していく手続き的な裏付けをどう置くのかは市民側も期待感もありながらも不安になるところです。

第14条の「公益上必要な負担」の「公益」の定義や負担する上での合意をどう取り付けていくのか、第15条の「事業評価」も含め、手続き的な流れが不透明であるのが懸念されています。

既にNPO側にも平成20年度研究テーマであった「政策の創造と協働のための横浜会議」の中では『協働契約の3点セット』を調査研究型と施設運営型と主に2種類の事業の雛型を提案しています。ぜひご参照頂ければと思います。

：横浜市都市経営局主管の横浜会議における研究テーマ「対等なパートナーシップに基づく『協働契約』の在り方の研究報告書』に掲載

5) 中間支援組織について

ここで言う中間支援組織については、そもそも中間支援機能をどう捉えるか？民間と位置付けるのか、行政（官制）なのかその運営主体や組織の中立性をどう担保していくのかはとても大事な議論と捉えています。そもそも中間支援組織の定義を条例で定めるといふことについても市民側からはとても拙速感があるのが正直なところではあります。

中間支援組織が独立した形で中立的に機能するにあたっては条例に盛り込むものなのかの根本的判断は組織を成り立たせるための資金調達も考慮しながら慎重に議論すべき事案なはずではあります。

また中間支援組織の対象は行政と市民活動団体を支援するだけではない、幅広くとらえていくべきものだと思います。

6) 今後の「見直し」について

本条例「附則」のところに今回「見直し」の条文が入ったのはまさに市民側が主催したラウンドテーブルの意見交換の中で提案された成果です。

3年後を見据えた見直しのプロセスと手法について、その機会こそぜひ「真の市民参画を経た条例づくり」の実現のために最も関心が高いところでもあります。

ぜひ今後の見直しの見通しについては市民主体で提言を検討していく場を設定していきたいと思っております。

以 上